

試 験

○定期試験

夏期休暇前に前期試験、後学期末に後期試験を実施します。試験時間割表の配付について前期は6月下旬～7月上旬、後期は12月中旬の予定です。正確な配付日は掲示にて連絡します。

○追試験

病気、鉄道事故その他不慮の災害または就職試験等やむを得ないと認められる事情によって定期試験を受験できなかった場合、追試験の受験を願い出たとき、これを許可されることがあります。

願出期間 当該科目試験日の前後1週間以内

願出書類 ①追試験受験願

②欠席理由の証明書

提出先 教務課

理 由	証 明 書
病 気	医療機関発行の証明書 (罹患治癒証明書・本学所定様式)
交通機関の遅延	交通機関発行の証明書
交通事故	事故証明
就職関係	会社の証明書
冠婚葬祭	案内状等の写し
そ の 他	公的な証明書

○再試験

卒業年次生が、不合格（D判定）となった科目について、所定の期日までに所定の様式により再試験受験を願い出たときは、それぞれの学期の開講科目について、前期8単位以内、後期8単位以内で再試験の受験を許可されることがあります。

科目等履修生・交換留学生等も、前期・後期それぞれ8単位以内で再試験を受験することができます。

但し、教職課程科目及び社会福祉士課程科目については、これ以外に認めます。

※再試験対象者と再試験対象科目については別途掲示します。

○不正行為

試験における次の行為は不正行為となります。

- ・カンニングペーパーおよびこれに類するものを所持・使用すること。
- ・氏名を偽って受験すること。(代替受験)
- ・答案用紙を交換すること。
- ・机上等に受験科目の内容を記入すること。
- ・他人の答案をのぞき見ること。および自分の答案を見せたりすること。
- ・他人から解答の指示を受けたり、他人に指示を与えたりすること。
- ・許可されたもの以外を参照したり、参照物を貸し借りすること。
- ・その他、不正の事実が歴然とした行為。

不正行為を行った者に対しては、学生番号を掲示のうえ、試験中の当該科目を含めた直近3科目（定期試験扱いのレポート科目を含む。）を無効とし、学則第23条に基づいて処分します。

奨学金及び学費減免の取り扱いは次のとおりとなります。

	種 類	処 分 内 容
奨学金	日本学生支援機構奨学金	1ヵ月間の交付停止
	岐阜経済大学I種奨学金	当該期間の奨学金の返還
	外国人留学生学習奨励費	給付停止、以後再出願不可
	岐阜経済大学私費外国人留学生奨学金	6ヶ月間の給付停止

	対 象 者	処 分 内 容
学費減免	留学生・社会人・奨学生 (沖縄・離島・過疎地域・特別修学支援)	前期または後期いずれか半期分の学費減免措置の停止
	特待生（指定校特待生、スカラシップ入学者、スポーツ特待生及び経済学部経済学科企業人育成課程特待生入学者）	学費減免措置の取消